

令和元年第16回教育委員会会議

令和元年11月20日

午前 9時28分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 ただいまから令和元年第16回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○長谷川教育総務課長 本日ですが、全員出席しております。

以上です。

○葛西教育長 傍聴者はおみえですか。

○川喜田教育総務課主事 傍聴者はありません。

2 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として渡邊委員と豊田委員とでお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

3 議事

○葛西教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案3件、協議事項3件、報告事項2件ですが、議案第34号、四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について、これ以外の事項については、今後、市議会等で審議、検討される事項であるため、非公開で審議する必要があると考えます。

委員の皆さん、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、後ほど非公開にて審議いたします。

(1) 議案

議案第34号 四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

○葛西教育長 それでは、議案第34号、四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命についての説明をお願いいたします。

○高橋指導課長 4ページをごらんください。

議案第34号でございます。四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命についてでございます。

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策調査委員会条例第4条の規定に基づき、次の4名をいじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱、または任命するものでございます。

5ページをごらんください。

備考の欄に新任というように書かれているところがございます。これはそれぞれの関係機関の中で異動により新しく委員を任命するものでございます。また、7番、8番については、小学校、中学校の校長会の充て職というようなところもございますので、そこでの任命でございます。

このいじめ問題対策連絡協議会は年に1回開かれます。その委員の役職・団体名のところがございますように、四日市市における3つの警察署、それから、児相とか法務局、人権擁護委員、学校、青少年育成室というようなところで組織をしております。いじめ防止にかかわる関係団体というような関係機関というようなところで情報共有をしております。この中身としましては、主に年に2回実施されますいじめ問題対策調査委員会の報告、それから、各関係機関の取り組み、各関係機関においては、例えば法務局であったらSOSミニレターの状況であったりとか、それから、人権擁護委員としては人権擁護委員での取り組みとか、そういうようなところの情報共有をしております。また、警察においては直接保護者からの相談があったかとか、そういうようなところがございます。ただ、月に1回、警察署、児相というようなところは指導課で問題行動等の情報共有を行っております。その中でもいじめの件数等、状況も話をさせていただきながら情報共有をしているところです。また、その関係機関における取り組みも含めて今後どのようにいじめ防止対策をしていくかというような連携も図っている、そのような連絡協議会でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○葛西教育長 6ページをごらんになっていただきますと、ここにいじめ防止対策推進法（抜粋）とございます。ここの第2章にいじめ防止基本方針等があり、このいじめ防止対策推進法の中にいじめ問題対策連絡協議会、これを地方自治体は置くことができると法の規定がありまして、これに基づいて、その下、四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例をつくりました。そして、この条例の中で、第4条でこのように規定をさせていただいたと。それに従って、年に1回、四日市市いじめ問題対策連絡協議会を行っている。そこでの会議は、1つには四日市市いじめ問題対策調査委員会、ここで話し合われたこと、調査されたことをこの場で報告してもらおうと。それから、各関係機関の取り組み、あるいは情報について、同じテーブルの上でこれを情報収集して、お互い連絡調整をすると、そういう役割になっております。

今年はいつ行われることになっておるわけですか。

○高橋指導課長 12月の初めに行います。

○葛西教育長 そのようにして行うということであります。

ご質問がありましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

また動きがあったら、この場での報告ということになるのかなと思います。

それでは、これよりさきにお諮りいたしました非公開の案件に入ります。

傍聴の方はおみえになりませんね。よろしいですね。